

2018年（平成30年）4月1日

各工事主管課長 様

工事検査課長

設計変更における「事前相談」の運用変更について（通知）

請負工事の設計変更については、平成24年10月11日付【設計変更における「事前相談」の実施について（再通知）】の通知のとおり、設計及び工事の各段階で十分な事前調査や地元調整を行い、適切な設計・施工に努め、設計変更を極力軽減するよう改めてお願い申し上げます。

このたび、明石市公共工事等設計審査会を平成30年3月末日で廃止することに伴い、一部運用を下記の通り見直すこととなりましたので通知します。

記

1 変更内容

- ①「本通知文書」及び「別紙①運用の文書」の発信者を「工事検査課長」に統一する。
- ②「軽微な変更」と「緊急対応が必要な場合」を一括し「その他の事項」にする。
- ③設計変更ガイドラインの改定に伴う改訂月等の時点修正を行う。

2 添付資料

別紙1「設計変更における「事前相談」の実施について（運用）」

別紙2「工事等 設計変更事前相談書」

3 その他

明石市公共工事等設計・設計支援制度の創設に伴い、アドバイザーによる支援が行われている発注工事については、事前相談書の作成についてもアドバイスを受け、内容確認を依頼すること。

以 上

設計変更における「事前相談」の実施について（運用）

別紙1

「事前相談」について

請負工事において、決裁権者（課長～市長）が契約変更を伴う設計変更の実施状況を変更工事等執行伺の決裁時まで把握できない現状を改善するため、設計変更の現場着手前に決裁権者に対して設計変更の内容等を報告する「事前相談」の運用について以下の通り運用します。

契約変更を伴う設計変更の「事前相談」は、設計変更の現場着手前に「工事等 設計変更事前相談書（別紙2）：以下（相談書）という」により実施して下さい。

1 適用時期

- (1) 平成30年4月発注以降の工事を対象とします。

2 対象工事

- (1) 「事前相談」の対象工事は、設計変更により増額又は減額の契約変更が生じるものとします。

3 時期

- (1) 「重要な変更」と「その他の事項」に分けて、変更工事等執行伺の決裁前の「事前相談」の時期を設けます。

- (2) 「重要な変更」と「その他の事項」とは

①重要な変更

- ・新規工種が発生した場合や工法が変更となった場合
- ・契約金額の増減が300万円以上もしくは1割以上となる場合
- ・工期を変更する場合

②その他の事項

- ・契約金額の増減が300万円未満かつ1割未満となる場合（精算変更を含む）
- ・緊急対応が必要な場合

(3) ①「重要な変更」の場合

- ・「重要な変更」について変更概要を「相談書」に取りまとめ、「事前相談」を実施して下さい。
- ・「事前相談の時期」は「事由発生後、出来るだけ早く実施」となりますが、現場着手前を基本として下さい。（現場着手後に「事前相談」を実施の場合は、各工事主管課で決裁権者に対して説明をお願いします。）

②「その他の事項」の場合

- ・「その他の事項」について変更概要を「相談書」に取りまとめ、各工事主管課の判断で「報告」を実施して下さい。
- なお、「報告」の時期は、変更工事等執行伺の決裁までとなりますが、「事前相談」の主旨から可能な限り「速やかな報告」をお願いします。

4 その他取扱い

- ①決裁権者が不在や多忙等により「事前相談」の実施までに期間が必要となる場合は「相談書」のみを決裁権者へ提出して下さい。後日、提出した「相談書」に対して決裁権者から説明を求められた場合は説明を行って下さい。
- ②現場状況や安全上の問題等から設計変更の現場着手前に決裁権者に対して設計変更に関する「事前相談」を行うことが困難な場合は、現場状況等に対する対応後に速やかに「相談書」による「事後報告」を行って下さい。

4 相談相手

(1) 「相談書」による事前相談の相手は、決裁規程に記載の通りとなります。

決裁規程

「設計又は仕様変更により契約変更する場合の執行の決定及び契約の決定に係る決裁の区分は、増額変更のときは契約変更後の契約金額による決裁の区分とし、減額変更のときは当初の決裁の区分までとする。」

< 「変更工事等執行伺」 の決裁の流れ >

当初設計金額		契約変更後の契約金額	
<u>500万円未満</u>			
課長		500万円未満	課長
		500万円以上	課長⇒室長等
<u>500万円以上 2,000万円未満</u>			
課長⇒室長等		500万円未満	課長⇒室長等
		2,000万円未満	課長⇒室長等
		2,000万円以上	課長⇒室長等⇒局長等
<u>2,000万円以上 5,000万円未満</u>			
課長⇒室長等⇒局長等		2,000万円未満	課長⇒室長等⇒局長等
		5,000万円未満	課長⇒室長等⇒局長等
		5,000万円以上	課長⇒室長等⇒局長等⇒副市長
<u>5,000万円以上 1億5,000万円未満</u>			
課長⇒室長等⇒局長等⇒副市長		5,000万円未満	課長⇒室長等⇒局長等⇒副市長
		1億5,000万円未満	課長⇒室長等⇒局長等⇒副市長
		1億5,000万円以上	課長⇒室長等⇒局長等⇒副市長⇒市長
<u>1億5,000万円以上</u>			
課長⇒室長等⇒局長等⇒副市長⇒市長			
		1億5,000万円未満	課長⇒室長等⇒局長等⇒副市長⇒市長
		1億5,000万円以上	課長⇒室長等⇒局長等⇒副市長⇒市長

※1 水道局においては、水道局の決裁規程に従い決裁権者への変更工事等執行伺の決裁前の「事前相談」を実施して下さい。

※2 同一工事で「重要な変更」や「その他の事項」の実施により、増額変更が行われ「変更工事等執行伺」の決裁権者が上位決裁権者へ変更になった場合は、該当分の「事前相談」だけでなく、以前に行った「事前相談」がある場合は、その内容についても併せて上位決裁権者へ報告を行って下さい。

5 相談書様式

(1) 「相談書」は、変更契約の決裁ではなく「相談」という形式上、決裁権者に押印を求めません。「重要な設計変更」を実施することの「事前相談」を行い、決裁前に了承を得るためのものです。なお、相談日や相談状況等についてはメモ書きを「相談書」の空きスペースに書き残して下さい。

(2) 「相談書」には、相談時に必要となる項目を記載しています。

「相談書」の様式で不足している事項があれば加筆ください。併せて、不要なものがあれば削除していただいて結構です。

(3) 「相談書」記載事項の精度について

変更予定額

- ・変更予定額については、見込み額としての記載で結構です。
- ・見込み額については、精算設計を行っていないため精度が低くなるのは仕方のないことです。市側の判断による見込み額や受注者からの聴き取り等で概算金額を把握して「工事等 設計変更事前相談書」に記載して下さい。
- ・変更額が事前相談時の変更見込額より 30%以上の増減がある場合は、事前に契約担当へ相談の上、変更工事等執行伺の決裁前に改めて決裁権者への報告をお願いします。

添付書類

- ・添付書類については、既設計書の図面や現場写真等を活用し、変更箇所が分かるような工夫をして下さい。
(新たな図面等の準備は「事前相談」では求めませんが、各工事主管課の判断で添付していただいても結構です。)
- ・図面や写真以外に変更内容を決裁権者に説明するために必要な書類があれば添付をお願いします。

6 その他

(1) 「変更工事等執行伺」の決裁時には、「相談書」は添付して下さい。

(2) 設計変更ガイドライン

- ・設計変更は、「工事請負契約約款」に記載されている項目に基づいて行うことができますが、設計変更に関する具体的な事例を掲載した設計変更ガイドラインも参考にして下さい。

土木請負工事

平成 22 年 2 月制定
平成 26 年 8 月第 1 回改訂
平成 28 年 4 月第 2 回改訂
平成 30 年 4 月第 3 回改訂

建築・建築設備請負工事

平成 24 年 10 月制定
平成 28 年 4 月第 1 回改訂
平成 30 年 4 月第 2 回改訂

プラント機械・電気請負工事

平成 24 年 10 月制定
平成 28 年 4 月第 1 回改訂
平成 30 年 4 月第 2 回改訂

設計変更ガイドラインは

「職員情報交流システム → ライブラリ → 共通様式 → 工事検査課」
にアップしています。

当初は最終決裁者「局長等」、変更後の最終決裁者「副市長」を□の表示で表しています。

相談日：201●年（平成 年） 月 日

工事等 設計変更事前協議書 記載例

別紙 2

(当初) 決裁権者	課長 ・ 室長等 ・ □局長等 ・ 副市長 ・ 市長
(変更後) 決裁権者	課長 ・ 室長等 ・ 局長等 ・ □副市長 ・ 市長

工事名	(契約番号：24H00000)	所管部課	
	0000雨水幹線00000布設工事 (00センター××設備保全工事)	000部 担当 明石太郎 魚住次郎	0000課 内線 0000 内線 0000

(工事概要)		整備面積	1.23ha
事業目的	000周辺の雨水による住宅の浸水対策		
工事内容	L=000m (φ1,500mm 00工法)		
当初設計金額	123,456,789円		
当初請負額	123,400,000円 (請負率：12.3%)		
受注者	ABC建設㈱		
契約工期	平成24年7月1日～平成25年3月1日		
工事進捗率	10%		
(変更概要)			
①	000による工法の変更 (AAA→BBB) 変更予定額：12,345,678円 増(減)額		
②	×××における昼間施工から夜間施工への変更 変更予定額：2,345,678円 増(減)額		
③	△△△による布設工法の変更 (00工→××工) 変更予定額：345,678円 増(減)額		
(変更予定額合計)		12,345,678円 増(減)額	増減率：+12.3%

決裁権者からの質問に回答できる者2名(係長クラスを想定)。予算主管課と工事設計課が別の場合は、それぞれの課から1名を記載して下さい。

仮で3項目としています。不要な項目は削除して下さい。

(変更理由)	
①	当初の00より00が硬質な…ため、00の変更を行った。(明石市契約約款第18条第4項)
②	交通管理者との事前協議時に00施工での調整を実施していたが、路占用許可申請時に最終判断として00施工という指示が出された。(明石市契約約款第18条第4項)
③	00管は、00工法で計画していたが、工事開始後の現場状況から再度の協議により00工法への変更を行った。(明石市契約約款第18条第4項)

設計変更の根拠となる工事請負契約約款を記載して下さい。

(備考)	
------	--

(添付書類)	位置図、平面図、写真等
※ その他、事前相談で必要な事項があれば各課で記載又は資料添付して下さい。	

相談日：201●年（平成 年） 月 日

工事等 設計変更事前相談書

(当 初) 決裁権者	課 長 ・ 室長等 ・ 局長等 ・ 副市長 ・ 市 長
(変更後) 決裁権者	課 長 ・ 室長等 ・ 局長等 ・ 副市長 ・ 市 長

工 事 名	(契約番号：)	所 管 部 課
		部 課
		担当 内線 内線
<p>(工事概要)</p> <p>事業目的 : 工事内容 : 当初設計金額 : 円 当初請負額 : 円 (請負率 : %) 受注者 : 契約工期 : 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 工事進捗率 : %</p> <p>(変更概要)</p> <p>① 変更予定額 : 円 増(減)額 ② 変更予定額 : 円 増(減)額 ③ 変更予定額 : 円 増(減)額</p> <p>(変更予定額合計) 円 増(減)額 増減率 : %</p>		
<p>(変更理由)</p> <p>① ② ③</p>		
(備考)		
(添付書類) 位置図、平面図、写真等		